

## 別紙

### 不存在の理由及び環境政策課の見解について

#### ① 及び②について

形質変更に係る届け出は、土壤汚染対策法に基づくものであり、所管は東京都である。従って、文京区には不存在。

なお、東京都環境確保条例に基づく「汚染拡散防止計画書」については、内容指導中である。

#### ③ について

シアンの溶出量基準は、不検出（検出限界値 0.1mg/L）であり、0.2mg/L は対策をとるべきレベルであるので、有毒性を有すると判断する。

ただし、当課では人体影響等の医学的な見解については、述べられない。また、関連資料は不存在。

#### ④ について

飲用に影響があるか否かについては、当課では判断できない。

また、関連資料は不存在。

#### ⑤ について

汚水の処理については、東京都下水道局の所管である。

従って、文京区には不存在。